

小口事業資金あっせん制度

普通創業資金・特定創業資金

☞ 申請ができる方は下記のとおりです。

- ☆ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに規定する小規模事業者
 - ※ 常時使用する従業員が 20 人（商業又はサービス業は 5 人）以下
- ☆ 既に融資を受けている東京信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下

☞ 次の要件が必要です。

- 1 事業を営んでいない個人であって、融資を受けた日から起算して 6 か月以内に個人として若しくは新たに法人を設立して市内で創業すること又は個人として若しくは法人を設立して市内で創業してから 1 年以内であること。
- 2 既に納期の経過した市税を完納していること。
- 3 事業内容、事業計画及び返済能力が十分であること。
- 4 この制度の同種の融資金を償還中でないこと。
- 5 東京信用保証協会が定める保証対象の事業を営んでいること。
- 6 事業に必要な許認可等を受けていること。
- 7 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 29 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。（特定創業資金）

☞ 融資額・利率・返済等は、下記のとおりです。

	限度額	利率	融資期間	返済方法
普通創業資金	600万円 以下	年 1. 7%	60 か月以内 (据置 6 か月を含む。)	毎月・元金均等払
特定創業資金	800万円 以下	年 1. 5%	72 か月以内 (据置 6 か月を含む。)	

☞ 利子補給制度（支払利子額の 1 / 2 を市が補助します。）もご利用いただけます。

裏面に続きます

☞ 保証等については下記のとおりです。

☆ 信用保証

東京信用保証協会の保証が必要です。

※ 保証料は、融資後に市が全額負担します。

☆ 連帯保証人

☆ ○ 東京信用保証協会が必要と認める場合は、1人

☆ 連帯保証人の要件

法人の場合 法人の代表者

個人の場合 次に掲げる要件を備えている者

- 東京都、神奈川県、埼玉県又は山梨県に引き続き2年以上住所を有していること。
- 市町村税の納税義務者であって、既に納期の経過した当該税を納付していること。
- この制度の融資金を償還中でないこと。
- この制度で連帯保証人になっていないこと。
- 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいること。
- 保証能力を有していること。

☞ 申請には、次の書類が必要になります。準備できるものを提出してください。

法 人	個 人
小口事業資金融資あっせん申込書（乙）、確定申告書（写）	
印鑑証明書（申込者及び連帯保証人） 納税証明書 （既に納期の経過した直近のもの） 申 込 者：市町村税（法人市民税、 固定資産税・都市計画税） 法人税・その1又は事業税 連帯保証人：市町村税（市・都民税、 固定資産税・都市計画税） 決算書（写） 商業登記簿謄本	印鑑証明書 納税証明書 （既に納期の経過した直近のもの） 市町村税 （市・都民税、固定資産税・都市計画税） 所得税・その1又は事業税
※ その他、見積書、仕様書、図面、カタログまたは事業計画書（決算書（写）を提出できない場合）等を必要に応じて提出してください。特定創業資金には、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受け、区市町村長の証明を受けたことが分かる書類が必要となります。本人以外のかたが申請に来られる場合は委任状が必要です。窓口に来るかたの本人確認ができる書類もお持ちください。	

☞ 次の金融機関にありません。

りそな銀行村山支店	☎042-561-1211	山梨中央銀行立川支店	☎042-536-0871
多摩信用金庫村山支店	☎042-565-9111	西武信用金庫村山支店	☎042-560-3421
多摩信用金庫残堀支店	☎042-569-2111	青梅信用金庫武蔵村山支店	☎042-563-3411
青梅信用金庫松中支店	☎042-531-5511	飯能信用金庫東大和支店	☎042-565-3755
大東京信用組合東大和支店	☎042-567-2011		

問い合わせ先 ▶▶

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係

042-565-1111 内線225

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/sangyou/1012131/1005139/1000954.html>

